

介護老人保健施設 入所利用約款

(令和6年4月1日より施行)

ケアステーション所沢

[約款の目的]

第1条 介護老人保健施設ケアステーション所沢（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した、介護保険施設サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

[適用期間]

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、【別紙1】、【別紙2】及び【別紙3】の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

[身元引受人]

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額90万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的 行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

[利用者からの解約]

- 第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意志表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解約することができます。
- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

[当施設からの解約及び入院又は入所による終了]

- 第5条 当施設は、利用者および身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解約することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援1、要支援2と認定された場合
 - ② 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分滞納し、その支払を督促した日から10日間以内に支払われない場合（その後1ヶ月の猶予期間を経て退所となります。ただし退所後も支払は継続していただきます。）
 - ③ 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、在宅復帰が可能と判断された場合
 - ④ 利用者の病状・心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供内容を越えると判断された場合
 - ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設・当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設の利用ができなくなった場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

[利用料金]

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、【別紙2】の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日頃に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに銀行振込により支払うこととします。又、自動引落の場合は28日に引落されます。なお、支払の方法は別途話し合いの上、上記のどちらかの方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収証を発行し、所定の方法により交付します。

[記録]

第7条 当施設は、利用者の介護保険サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については5年間保管します。)

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

[身体の拘束等]

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

[秘密の保持及び個人情報の保護]

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号について、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとなります。

3 【別紙3】の個人情報の利用目的についても、本約款の同意書をもって同意を得たものとします。

[緊急時の対応]

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の判断により受診の必要を認めた場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関に診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者の状態が当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難になった時又は、施設医師が専門的な医学的対応を必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中の利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

[事故発生時の対応]

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等、利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

[要望又は苦情等の申出]

第12条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情等について、施設長や担当支援相談員、各フロアリーダーに申し出ることができます。又は備付けの用紙「施設長へのメッセージ」にて正面玄関に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

[賠償責任]

第13条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、速やかに対処し損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

[利用約款に定めのない事項]

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書

介護老人保健施設 ケアステーション所沢

(令和7年5月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 社会福祉法人 桑の実会
介護老人保健施設 ケアステーション所沢
- ・ 開設年月日 平成7年7月1日
- ・ 所在地 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2823-13
- ・ 電話番号 04-2921-1165
- ・ FAX番号 04-2921-1166
- ・ 介護保険指定番号 1152580025号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所頂けます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設ケアステーション所沢の運営方針]

要介護者に対し、在宅生活支援施設として、他職種からなるチームケア（医療・看護・介護・リハビリテーション・栄養管理等）を行い、『生活機能の維持向上』を目指したバランスの取れたサービスの提供に努めます。また、御家族・地域の人々・他のサービス機関と連携して、個別的・総合的な生活支援サービスに努めます。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1		施設の管理、運営、保守、点検
医師	1		診療、健康管理
看護職員	3	1	看護、介護
介護職員	26	9	介護
介護支援専門員	2		介護サービスに関すること
支援相談員	3	1	支援相談
理学療法士	1		リハビリテーションに関すること
作業療法士	1		リハビリテーションに関すること
言語聴覚士			リハビリテーションに関すること
リハビリ助手		1	リハビリテーションに関すること
ボランティアコーディネーター		1	レクリエーション
管理栄養士	1		食事に関すること
事務職員	2	1	事務手続き等
ハウスキーパー		3	設備内清掃、洗濯等
ドライバー		3	送迎、車両整備

(4) 入所定員等

- ・ 定員 90名
- ・ 療養室 個室 6室 4人室 21室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 7時30分～ 8時30分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーションマネジメント（機能訓練、評価、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ 理容サービス（原則月 1 回実施します）

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、下記をご参照下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力医療機関>

名称	住所	電話
・並木病院	所沢市東狭山ヶ丘 5-2753	04-2928-1000
・所沢中央病院	所沢市北秋津 753-2	04-2994-1265
・原田病院	入間市豊岡 1-13-3	04-2926-1251
・圏央所沢病院	所沢市東狭山ヶ丘 4-2692-1	04-2920-0500

<協力歯科医療機関>

・リンク歯科クリニック	狭山市新狭山 3-9-3-1F	04-2941-5883
・山口歯科クリニック	所沢市東狭山ヶ丘 1-705-19	04-2925-7321

※緊急時の連絡先・・・緊急の場合には、「同意書」の連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

※ 施設利用中の食事は、特段の事情が無い限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ 面会 午前 8 時 30 分～午後 8 時 30 分
- ・ 外出 外泊 外泊は 1 ヶ月に 6 日間可能です。利用時は事前に届出を提出して下さい。

※ 月をまたがる場合であっても連続して 6 日以上の外泊できません。

- ・ 飲酒 喫煙 全館、禁酒・禁煙となっています。
- ・ 火気の取扱い 室内での使用は禁止となっています。
- ・ 所持品 備品等の持ち込み

高価な物や同室者に迷惑となる物をご遠慮下さい。

- ・ 金銭 貴重品、鍵の管理

紛失や破損時は、当施設では責任を負いかねますので自己管理できる範囲内をお願いします。施設でのお預かりは行いません。

- ・ 受診について

当施設の管理医師が当施設では適切な処遇が出来ないと判断した場合、受診をしていただくこととなります。

原則、身元引受人等ご家族様に受診の付き添いをして頂きます。ただし緊急を要する場合はこの限りではありません。

入所期間中は医療保険が適用されない診察や処置がありますが、当施設の管理医師が必要と判断したものであれば、医療保険適用外の自己負担分を当施設にて補填させていただきます。

当施設の管理医師の許可なく受診をした場合も同様に医療保険の適用されない診察や処置があり、その費用は十割負担となります。この場合の受診費用は利用者又は身元引受人に負担して頂きます。

外泊（外出）中であっても、当施設の管理医師の許可なく受診をすることは出来ません。やむをえず、病院や薬局等で医療保険を使用する場合は必ず当施設までご連絡下さい。

- ・ ペットの持ち込み

1階ロビーまで許可しております。ただし他の方に迷惑のかかる恐れのある場合は、当施設の判断にてお断りさせて頂く場合がございます。

フロアーへの持ち込みは禁止となっております。

5. 非常災害対策

- ① 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ② 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

他の利用者又は身元引受人等のプライバシーの侵害となる行為を禁止します。

7. 利用者及び身元引受人等の権利

- ・ 基本的人権が保護される権利があります。
- ・ プライバシーを侵害されない権利があります。
- ・ いかなる差別、虐待も受けない権利があります。
- ・ 利用者等には当施設で行われている看護・介護を知る権利があります。
- ・ 利用者等には当施設に対して要望や苦情を訴える権利があります。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

要望や苦情などは施設長や担当支援相談員、各フロアリーダーにお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ケアステーション所沢玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ・ ケアステーション所沢 電話番号：04-2921-1165

苦情受付担当者： 野坂 裕香

苦情解決責任者： 園部 麻美

- ・ 所沢市介護保険課 電話番号：04-2998-9420
- ・ 入間市介護保険課 電話番号：04-2964-1341
- ・ 狭山市高齢介護課 電話番号：04-2953-1551
- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号：048-824-2568
- ・ 小川 京子（第3者委員） 電話番号：090-2237-2946
- ・ 高橋 廣成（第3者委員） 電話番号：090-3068-4002

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご希望される方はお申し出下さい。

【別紙2】

重要事項説明書
介護老人保健施設サービスについて
ケアステーション所沢

(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

2. 介護保険施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人・利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- ◇ 医 療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としています
が、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行ないます。
- ◇ 介 護：施設サービス計画に基づいて実施します。
- ◇ 機能訓練：身体機能・動作能力の維持・向上、疼痛の軽減のために、理学療法士の評価のもと、個別訓練、物理療法及び、生活リハビリテーションを実施します。又、当施設では、通常、利用者100人に対しリハビリ職員が1名のところ、50名に対して1名を配置しており、リハビリ体制を強化しています。
- ◇ 栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
- ◇ アクティビティ：当施設の特徴としているサービスで利用者の心的リハビリテーション効果をあげるものです。具体的には季節・曜日毎に変化をつけたプログラムを計画・実施しています。趣味・レクリエーション・クラブ・行事には地域のボランティアが多くかかわっています。
- ◇ 生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで「その人らしく」生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています
- ◇ 他施設の紹介：当施設での対応が困難な状態になった場合や、専門的な対応が必要になった場合には、他の機関を紹介致します。
- ◇ 相談援助：利用者及び身元引受人に対する入退所時や療養中の相談援助、行政手続代行を行います。
- ◇ 認定調査：保険者からの依頼により入所者の調査を行います。

3. 利用料金

(1) 基本料金（非課税）

介護保健施設サービス費

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、居室の種類（多床室、従来型個室）によって利用料が異なります。（1単位＝10円27銭）

※ 実際の請求額は端数処理のため10円未満の誤差が出ることがあります。

※ ①～④の自己負担額表記は1割負担の金額となっております。2割負担の方の場合はおよそ2倍、3割負担の方はおよそ3倍の自己負担額となります。

① 多床室（基本型）

介護度	単位数	自己負担額 1日あたり	1ヶ月 30日として
1	793単位	815円	24,433円
2	843単位	866円	25,973円
3	908単位	933円	27,976円
4	961単位	987円	29,609円
5	1,012単位	1,040円	31,180円

② 従来型個室（基本型）

介護度	単位数	自己負担額 1日あたり	1ヶ月 30日として
1	717単位	737円	22,091円
2	763単位	784円	23,508円
3	828単位	851円	25,511円
4	883単位	907円	27,206円
5	932単位	958円	28,715円

※ 外泊時は上記料金にかえて、1日あたり362単位＝372円となります。但し、外泊初日と最終日は通常通り上記の料金となります。

※ 加算型要件

○在宅復帰・在宅療養支援等指標40以上

- ・ベッド回転率5%以上＝10
- ・入所前後訪問指導割合35%以上＝10
- ・退所前後訪問指導割合35%以上＝10
- ・居宅サービス実施数3サービス＝5
- ・リハ専門職の配置割合3以上＝2
- ・支援相談員の配置割合3以上(社会福祉士の配置あり)＝5
- ・要介護4又は5の割合35%以上＝3

○退所時指導等

入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行うこと。入所者の退所後30日以内に、その居宅を訪問し、又は指定居宅介護事業所から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月以上（要介護4・5については2週間以上）継続する見込みであることを確認し、記録していること

○リハビリテーションマネジメント

入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立度を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること

○地域貢献活動 地域に貢献する活動を行っていること

③ 体制加算（御利用者に対応するサービスが1日毎に加算されます。）

		単位数	自己負担額 1日あたり	1ヶ月 30日として
○	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）R6年7月より	51単位	53円	1,572円
○	初期加算（Ⅰ）	60単位	62円	1,849円
○	初期加算（Ⅱ）	30単位	31円	925円
○	夜勤職員配置加算	24単位	25円	740円
○	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	23円	678円
○	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	19円	555円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位	7円	185円
○	栄養マネジメント強化加算	11単位	12円	339円
	療養食加算	6単位／1食	19円／3食	555円
	経口移行加算	28単位	29円	863円
	経口維持加算（Ⅰ）	400単位／月	—	411円／月
	経口維持加算（Ⅱ）	100単位／月	—	103円／月
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位	3円	93円
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位	5円	124円
	若年性認知症入所者受入加算	120単位	124円	3,698円
○	安全対策体制加算	20単位／回	21円／回	21円／月
	自立支援促進加算	300単位／月	—	309円／月
○	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位／月	—	41円／月
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60単位／月	—	62円／月
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）R6年度まで	100単位／月	—	103円／月
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）R7年度から	50単位／月	—	52円／月
	協力医療機関連携加算（Ⅱ）R7年度から	5単位／月	—	6円／月
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位／月	—	11円／月
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位／月	—	6円／月
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位／月	—	103円／月
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位／月	—	11円／月
介護職員処遇改善加算 令和6年5月31まで				
○	介護職員処遇改善加算Ⅰ	総利用単位数×3.9%×10.27円の1割		
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	総利用単位数×2.9%×10.27円の1割		
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	総利用単位数×1.6%×10.27円の1割		
○	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総利用単位数×2.1%×10.27円の1割		
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	総利用単位数×1.7%×10.27円の1割		
○	介護職員等ベースアップ等支援加算	総利用単位数×0.8%×10.27円の1割		
介護職員等処遇改善加算 令和6年6月1日より				
○	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総利用単位数×7.5%×10.27円の1割		
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総利用単位数×7.1%×10.27円の1割		
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	総利用単位数×5.4%×10.27円の1割		
	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	総利用単位数×4.4%×10.27円の1割		

- ・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算：在宅復帰・在宅療養支援等指標40以上
- ・ 初期加算（Ⅰ）：一般病棟への入院後30日以内に退院し入所した場合に加算
- ・ 初期加算（Ⅱ）：（Ⅰ）を算定していない場合、入所後30日間に加算
- ・ 夜勤職員配置加算：夜間職員を規定以上配置している場合に加算

- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：介護職員の総数に占める介護福祉士が８０％以上配置されているもしくは利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める１０年以上、介護職員の総数に占める介護福祉士が３５％以上を配置されている場合に加算
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：介護職員の総数のうち介護福祉士が６０％以上配置されている場合に加算
- ・ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：介護職員の総数に占める介護福祉士が５０％以上配置されている、もしくは看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が７５％以上、もしくは利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める７年以上が３０％以上を配置されている場合に加算
- ・ 栄養マネジメント強化加算：管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を５０（給食管理を行っている場合は７０）除して得た数以上配置し、状態に応じた栄養管理の計画的な実施、入所者全員への丁寧な栄養ケアの実施や体制強化などを行った場合に加算
- ・ 療養食加算：医師の発行する食事箋に基づき食事が提供される場合に加算（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食）※１食毎
- ・ 経口移行加算：経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算
- ・ 経口維持加算Ⅰ：経口摂取できるが、摂食機能障害や誤嚥を有する方に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種の者が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った方に加算
- ・ 経口維持加算Ⅱ：経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算
- ・ 認知症専門ケア加算Ⅰ：認知症介護の専門的な研修を受けた者（認知症ケアに関する専門性の高い看護師を含む）を適正数配置し、技術指導に係る会議を行なっている場合に加算
- ・ 認知症専門ケア加算Ⅱ：認知症専門ケア加算（Ⅰ）の内容を満たしたうえで認知症介護指導者を配置し認知症ケアの指導及び研修を計画的に実行している場合に加算
- ・ 若年性認知症入所者受入加算：若年性認知症の方に対して加算
- ・ 安全対策体制加算：外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算
- ・ 自立支援促進加算：医師が全ての利用者ごとに自立支援のために必要な医学的評価を行うとともにアセスメントの実施、多職種が共同して支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施し、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用をしている場合に加算
- ・ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）：入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等にかかる基本的な情報を提出し、フィードバックの活用をしている場合に加算

- 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)：(Ⅰ)に加えて疾患の状況や服薬情報等の情報を提出し、フィードバックの活用をしている場合に加算
- 協力医療機関連携加算(1)：要件を満たす協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に加算
- 協力医療機関連携加算(2)：要件外の協力医療機関と連携している場合に加算
- 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)：第二種協定指定医療機関と新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保し、協力医療機関等との間で感染症発生時等の対応を取り決め、連携。院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回参加している場合に加算
- 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)：医療機関（感染症対策向上加算算定）から3年に1回以上施設内感染者が発生した場合の感染制御等に関する実地指導を受けている場合に加算
- 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)：(Ⅱ)の要件を満たし、成果が確認されていること。テクノロジーを複数導入している場合に加算
- 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減方策を検討するための委員会開催、生産性向上ガイドラインに基づく継続的な改善活動を行い、テクノロジーを1つ以上導入、データ提出を行う場合に加算
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ：厚生労働省の定める基準（「職責に対する任用を定め書面にて処遇改善の内容を周知している」「職員の資質向上のための研修の機会を確保している」等）に基づき、適合する基準によりⅠ～Ⅲのいずれかを加算
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ～Ⅱ：介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること
厚生労働省の定める基準に基づき、「職場環境等要件」「特定加算の算定要件」を満たしている場合に加算
- 介護職員等ベースアップ等支援加算：介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること
厚生労働省の定める基準に基づき、「職員への賃金改善等における支給要件」を満たしている場合に加算
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ：上記介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化

④ その他の加算（下記の内容を行った場合に加算されます）

	単位数	自己負担額 1日あたり
短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	258単位	265円
短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	200単位	206円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	240単位	247円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	120単位	124円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53単位/月	55円/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33単位/月	34円/月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	93円/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	113円/月
退所時栄養情報連携加算	30単位	31円

再入所時栄養連携加算	200単位	206円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	206円
緊急時治療管理加算	518単位	532円
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239単位	246円
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480単位	493円
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450単位	463円
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480単位	493円
試行的退所時指導加算	400単位	411円
退所時情報提供加算（Ⅰ）	500単位	514円
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250単位	257円
入退所前連携加算（Ⅰ）	600単位	617円
入退所前連携加算（Ⅱ）	400単位	411円
訪問看護指示加算	300単位	309円
ターミナルケア加算（死亡前31～45日間）	72単位	74円
ターミナルケア加算（死亡前4～30日間）	160単位	165円
ターミナルケア加算（死亡前2日間）	910単位	935円
ターミナルケア加算（死亡日）	1,900単位	1,952円
外泊加算	362単位	372円
排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位／月	11円／月
排せつ支援加算（Ⅱ）	15単位／月	16円／月
排せつ支援加算（Ⅲ）	20単位／月	21円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位／月	3円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位／月	14円／月
新興感染症等施設療養費	240単位	247円

- ・ 短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）：（Ⅱ）に加え、かつ、入所時及び1月に1回以上ADL等評価し、LIFE提出、必要に応じ計画を見直した場合に加算
- ・ 短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）：入所の日から3ヶ月間に集中して個別にリハビリテーションを行った場合に加算
- ・ 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）：軽度～中度の認知症で生活機能の回復の見込みがある方に対し、居宅を訪問し生活環境を踏まえ、短期間に集中して個別にリハビリテーションを行った場合に加算
- ・ 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）：軽度～中度の認知症で生活機能の回復の見込みがある方に対し短期間に集中して個別にリハビリテーションを行った場合に加算
- ・ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）：口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定し、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種間で共有（必要に応じてLIFE提出情報を活用）。計画の見直し・情報共有している場合に加算
- ・ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅲ）：LIFE提出とフィードバックの活用をしている場合に加算
- ・ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）：歯科衛生士が1月の間に口腔ケアを2回以上行った場合に加算
- ・ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）：加算（Ⅰ）に加え、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用をしている場合に加算
- ・ 退所時栄養情報連携加算：管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合に加算

- ・ 再入所時栄養連携加算：入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算
- ・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算：認知症の行動や心理症状がみられ在宅生活が困難と医師が判断した方に対して緊急入所させた場合、最大7日間加算
- ・ 緊急時治療管理加算：病状が重篤になり、救急救命医療が必要となった場合、月に最大3日間加算
- ・ 所定疾患施設療養費（Ⅰ）：肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪に対する投薬、検査、注射、処置を行い記録し、実施状況を公表している場合、月に最大7日間加算
- ・ 所定疾患施設療養（Ⅱ）：（Ⅰ）に加え医師が感染症に対する研修を受講している場合。月に最大10日間加算
- ・ 入所前後訪問指導加算Ⅰ：入所前30日から入所後7日の間に居宅を訪問し、施設サービス計画と診療方針を決定した場合に加算（退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合）
- ・ 入所前後訪問指導加算Ⅱ：入所前30日から入所後7日の間に居宅を訪問し、施設サービス計画と診療方針を決定した場合に加算（退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合）
- ・ 試行的退所時指導加算：退所が見込まれる入所期間が1月を越える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、当該入所者の試行的な退所時に入所者及びそのご家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合
- ・ 退所時情報提供加算（Ⅰ）：退所後の主治医に診療情報心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算
- ・ 退所時情報提供加算（Ⅱ）：退所後の医療機関に対して心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算
- ・ 入退所前連携加算（Ⅰ）：入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、退所後利用希望の居宅介護支援事業所と連携し、退所後の利用方針を定める。退所後の居宅介護支援事業所に情報提供を行い共同で居宅サービスの調整を行った場合に加算
- ・ 入退所前連携加算（Ⅱ）：退所後の居宅介護支援事業所に情報提供を行い共同で居宅サービスの調整を行った場合に加算
- ・ 訪問看護指示加算：退所後に定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスを利用する際、その指示書を交付した場合に加算
- ・ ターミナルケア加算（死亡前31～45日間）：医師が回復の見込みがないと判断した方に対し、ターミナルケアに係る計画の上で、ターミナルケアを行った場合に加算（死亡日前31～45日間）
- ・ ターミナルケア加算（死亡前4～30日間）：上記要件同様（死亡日前4～30日間）
- ・ ターミナルケア加算（死亡前2日間）：上記要件同様（死亡日前2～3日間）
- ・ ターミナルケア加算（死亡日）：上記要件同様（死亡日のみ）

- ・ 排泄支援加算(Ⅰ)：排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援しCHASEへのデータ提出とフィードバックの活用をしている場合に加算
- ・ 排泄支援加算(Ⅱ)：(Ⅰ)に加え、排尿・排便一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、又は入所時尿道カテーテルが留置されていたものについて抜去された場合に加算
- ・ 排泄支援加算(Ⅲ)：(Ⅰ)に加え、排尿・排便一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は入所時尿道カテーテルが留置されていたものについて抜去された場合、かつおむつ使用ありから使用なしに改善した場合に加算
- ・ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)：入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、入所時、その後定期的に評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理しデータ提出とフィードバックの活用をしている場合に加算
- ・ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)：(Ⅰ)に加え、褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合に加算
- ・ 新興感染症等施設療養費：感染症（別に厚生労働大臣が定める）に感染した場合、医療機関を確保し、かつ、感染した入所者等に適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に加算

※ 実際の請求額は端数処理のため10円未満の誤差が出ることがあります。

(2) その他の料金

	1日あたり	1ヶ月あたり 30日として	備 考
食 費	2,150円	64,500円	食事に関する費用（請求は1日単位となります）
居住費（多床室）	500円	15,000円	光熱水費相当（外泊時も費用がかかります）
居住費（個室）	1,728円	51,840円	光熱水費相当（外泊時も費用がかかります） 令和6年8月1日より
特別な室料	2,500円+税	75,000円+税	従来型個室（外泊時も費用がかかります）
理美容代1	2,200円	希望時	カット&ブロー
理美容代2	3,100円	希望時	カット&ブロー + 産毛剃り + メイク等
理美容代3	9,700円	希望時	パーマ（ヘアマニキュア） + メイク等
教養娯楽費	250円	7,500円	レクリエーション費用、ビデオソフト、文庫等
電気使用料	50円	1,500円	テレビ、電気毛布等小型の電気製品を施設に持ち込まれる場合
文書発行料	3,000円～ 5,000円	希望時	身体障害・精神障害等の手帳発行の診断書・死亡診断書等

※ 特別な室料以外は非課税となっております

- ・ 居住費・食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費・食費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費・食費の上限となります。
- ・ 上記「食費」、「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、担当支援相談員にご相談下さい。
- ・ 教養娯楽費は施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

（3） 支払方法

- ① お支払方法は、当施設指定の銀行振込又は、金融機関口座自動引落としの2方法があります。入所契約時にお選び下さい。
- ② 毎月15日前後に、前月分の請求書を発行しますのでその月の25日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。
- ③ 銀行振込の際、手数料はご家族様負担となります。なお、振込用紙の受取書が領収証に変わりますのでご了承下さい。
- ④ 口座引落としの場合、（毎月28日）手続きに1ヶ月ほどかかります。それまではお振込となりますので、ご了承下さい。また、銀行合併などにより、支店番号が変更された場合は必ずお知らせ下さい。お知らせが無い時は口座振替が出来ない場合がございます。

【別紙 3】

個人情報利用目的 ケアステーション所沢

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設ケアステーション所沢では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

● 介護・医療提供

- ▶当施設での介護・医療サービスの提供
- ▶他の介護（保険）施設、病院、診療所、薬局、介護保険サービス事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ▶他の介護（保険）施設、医療機関等からの照会への回答
- ▶利用者さんの診療のため、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ▶検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶家族等への心身の状況説明
- ▶その他、利用者さんの介護・医療提供に関する利用

● 介護保険費用請求のための事務

- ▶当施設での介護・医療・労災保険、公費負担に関する事務およびその委託
- ▶審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶公費負担に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶その他、介護・医療・労災保険、および公費負担に関する介護保険請求のための利用
- ▶損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ▶情報システム運用・保守業務の委託あるいはASPサービスの利用

● 当施設の管理運営業務

- ▶会計・経理
- ▶介護・医療事故等の報告
- ▶利用者さんの介護・医療サービスの向上
- ▶利用者さんの氏名等の施設内における掲示
- ▶入退所等の居室管理
- ▶その他、当施設の管理運営業務に関する利用

● その他

- ▶企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- ▶介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ▶当施設内において行われる介護・医療実習への協力
- ▶介護の質の向上を目的とした当施設内外の学会等での研究発表
- ▶外部監査機関への情報提供

● 介護関係事業者の義務

- ▶サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ▶居宅介護支援事業所との連携
- ▶利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ▶利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ▶生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等

介護老人保健施設 入所利用同意書

介護老人保健施設ケアステーション所沢を入所するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び【別紙１】【別紙２】及び【別紙３】を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設ケアステーション所沢 施設長 殿

[本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収証の送付先]

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒 —
・電話番号 ・携帯電話 ・F A X	

[本約款第 10 条 3 項の緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先]

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒 —
・電話番号 ・携帯電話 ・F A X	

※ 緊急時及び事故発生時の連絡先は必ずつながるようにして下さい。